

相続税を取り戻す方法がわかる

相続税還付マニュアル

あんしんガイド

- ☒ 相続税を納め過ぎていないか確認したい
- ☒ 税理士が見落としやすい項目が知りたい
- ☒ 申告を任せた税理士に不安を感じている
- ☒ 相続税還付の成功事例について知りたい

佐藤和基税理士事務所
代表税理士 佐藤和基

佐藤和基税理士事務所

検索 🔍

お気軽にお問い合わせください
Tel.03-6914-2640

はじめに

「相続税の金額はどの税理士に任せても同じではないのか」このように思われている方は少なくないと思いますが、実は相続税の金額は税理士によって異なります。相続税に関するノウハウや実績が豊富な税理士が相続税申告をおこなうと、相続税に不慣れな税理士が申告した場合と比べて何百万円、何千万円も相続税が安く抑えられるというケースが多々あります。被相続人が亡くなられてから5年10ヵ月以内であれば、払い過ぎていた分を税務署から返金してもらうことが可能ですので、払い過ぎていないか確認されることをお勧めします。なお、払い過ぎていた相続税を返金してもらうことを「相続税還付」と言います。

本書は、相続税を払い過ぎていないか確認するためポイントや相続税還付の手続きの流れについて解説したマニュアルです。税理士が見落としやすい減額要素や相続税還付の成功事例について紹介しておりますので、相続税を既に申告された方はご自身が相続税を払い過ぎていないかご確認ください。また、これから相続税申告をおこなう方はどの税理士に依頼すれば良いのか検討する際のご参考にしていただきますと幸いです。なお、佐藤和基税理士事務所では還付可否の診断を無料で承っております。相続税を払い過ぎていないか確認されたい方はお気軽にご相談ください。

INDEX

CONTENTS
01

相続税還付とは

相続税還付の期限

5

CONTENTS
02

相続税が還付される理由

1. 相続財産の評価が複雑で難しい
2. 相続税の実務経験が豊富な税理士は少ない
3. 相続税関連の税制は毎年改正されている

6-7

CONTENTS
03

税理士が見落としやすい減額要素

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1. 不整形地補正 | 12. 土壌汚染 |
| 2. 旗竿敷地の差引計算 | 13. 市街化区域の純山林と純原野 |
| 3. 間口按分 | 14. 造成費控除 |
| 4. 土地の評価単位 | 15. 生産緑地 |
| 5. 広大地評価 | 16. 自社株 |
| 6. 狭小地評価 | 17. 債務の計上漏れ |
| 7. セットバック | 18. 香典返しと会葬お礼 |
| 8. 都市計画道路予定地 | 19. 未支給年金 |
| 9. 高圧線下 | 20. 投資信託の評価 |
| 10. 騒音 | 21. 国債の評価 |
| 11. 墓地の周辺 | |

8-14

CONTENTS
04

相続税還付の成功事例

- ①生産緑地等で 600 万円の還付
- ②不動産 2 か所で 3,000 万円の還付
- ③国債等の評価見直しで 50 万円の還付
- ④生前贈与加算等で 1,600 万円の還付
- ⑤減額要素が多数で 3,600 万円の還付

15-19

CONTENTS
05

相続税還付の失敗事例

- ①税務調査の誘発リスクが高い
- ②申告していない財産がある

20-21

還付金を受け取った方の声

22

1. 「5,800 万円が還付され、とても驚きました」
2. 「試しに確認してもらって良かったです」
3. 「本当にお金が戻ってきたので良かった」
4. 「還付されとても有り難く思っております」

相続税還付の料金

23

相続税還付の手続きの流れ

24—25

- STEP①還付診断のお申し込み
- STEP②相続税申告書一式の送付
- STEP③相続税申告書一式の診断
- STEP④還付請求のお申し込み
- STEP⑤相続財産の評価額の見直し
- STEP⑥相続税の更正の請求
- STEP⑦税務署より還付金の入金
- STEP⑧成功報酬のお支払い

よくご質問いただく内容

26

- Q1. 当初申告をした税理士に知られずに依頼できますか？
- Q2. 他の相続人の同意が必要ですか？
- Q3. 税務署からにらまれてしまいませんか？
- Q4. 税務調査が終わっていても還付できますか？
- Q5. 再度分割協議をおこなう必要がありますか？
- Q6. 相続した土地を既に売却しましたが大丈夫ですか？

まとめ

27

参考ページ

相続税申告書の内容を見直し、相続税の金額を下げられることがわかった場合、差額を税務署から返金してもらうことが可能です。払い過ぎていた相続税分を返金してもらうことを「相続税還付」と言います。なお、払い過ぎていた税金を返金してもらえるよう税務署に請求することを「更正の請求」と言います。

国税局の統計情報によると平成 28 年度の還付金額は全国で 13 億 4,200 万円、東京だけで 4 億 5,600 万円に上ります。当事務所でも年間 1 億円以上の還付実績があります。下記は当事務所が当初申告時の相続税の金額を見直し、還付に成功した実績の一部です。

当初申告時の相続税	見直し後の相続税	還付された金額
20,000,000 円	19,650,000 円	350,000 円
2,510,000 円	710,000 円	1,800,000 円
222,030,000 円	217,130,000 円	4,900,000 円
15,250,000 円	8,890,000 円	6,360,000 円
103,260,000 円	73,880,000 円	29,380,000 円
40,000,000 円	4,000,000 円	36,000,000 円
264,000,000 円	206,000,000 円	58,000,000 円

相続税還付の期限

相続税還付の期限は相続の開始を知った日の翌日から 5 年 10 ヶ月です。ほとんどの方にとって相続の開始を知った日は被相続人の死亡日ですので、死亡日の翌日から 5 年 10 ヶ月と言い換えることもできます。

<相続税還付の期限の例>

相続の開始を知った日（死亡日）	2014 年 2 月 1 日
相続税申告の期限	2014 年 12 月 1 日
相続税還付の期限	2019 年 12 月 1 日

相続税が還付されるのは当初申告した時の金額が多過ぎたためです。ほとんどの方が相続税申告を税理士に任せているにもかかわらず、なぜ相続税の金額が本来の金額よりも高くなってしまうのでしょうか？税理士によって相続税の金額が高くなってしまうおそれがある理由を3つご紹介します。

1. 相続財産の評価が複雑で難しい

現金預貯金や有価証券であれば、どの税理士が評価しても金額は変わらないでしょう。しかし、不動産の評価は一筋縄ではいきません。土地は一つとして同じ形のものはなく、10の土地があれば10通りの形があります。利用方法も千差万別です。そのため、税理士によって評価額が大きく異なってしまうのです。

また、相続税には様々な特例があります。特例の条件を満たしていることに税理士が気付かず、特例を使わずに申告してしまい、相続税が本来の金額よりも高くなってしまうということも少なくありません。なお、税務署の職員は減額要素に気付いたとしても教えてくれません。税務署の仕事は課税漏れが無いチェックすることで、納め過ぎていないかチェックすることではないからです。

2. 相続税の実務経験が豊富な税理士は少ない

平成27年の相続税申告の件数は約10万件です。税理士の登録者数は約7.5万人ですので、単純に割り算すると1人の税理士が取り扱う申告件数は年間1.3件ほどとなります。相続税申告を相続専門の税理士に依頼する方も多く、一部の税理士に依頼が集中しており、相続税の実務経験がほとんどない税理士も少なくありません。相続税のノウハウを得ようにも得られないというのが実情と言えるでしょう。

また、税理士試験において「相続税法」は必須科目となっていないません。そのため、税理士の資格を持っていても相続税について勉強したことがない方もいます。なお、税理士のうち国家試験に受かって税理士になった人は46%しかいません。大学院を出て科目免除となっている人が33%、税務署で税務職員として23年以上経験を積んだ後に研修を受け税理士になった人が10%もいます。

3. 相続税関連の税制は毎年改正されている

相続税や贈与税など、相続税関連の税制は毎年改正されており、税制改正の内容によって相続税の計算方法が変わります。新たな特例が新設されたり、特例の条件が変わったりすることが多々あります。そのため、最新の税制に関する情報を常に収集する必要があります。

しかし、法人税・所得税・消費税など様々な税務をおこないながら、年に1回あるかわからない相続税の研究を普段からしている税理士はどちらかと言うと少ないでしょう。相続税に関する相談の依頼があってから、慌てて税制改正の情報などについて調べ始める税理士は少なくありません。

相続税の計算をおこなう際、税理士が見落としやすい減額要素をご紹介します。該当する項目がある場合は相続税を本来の金額よりも払い過ぎている可能性が高いでしょう。

1. 不整形地補正

土地の形が正方形や長方形のような整形地ではなく、いびつである場合は使い勝手が悪いので評価額を減額できます。形がいびつである土地の評価額を下げられる規定を「不整形地補正」と言います。不整形地補正は基本的な評価減要素なのですが、明らかな不整形地補正のみ適用し、不整形地補正が適用できるか判断が難しいものについては適用していないケースが多々あります。

例えば、長方形に見える土地であっても、道路に接している間口から見ると垂直ではなく斜めになっている場合があります。このような場合、不整形地補正を適用できる可能性が高いのですが、見落としをしている税理士が少なくありません。

2. 旗竿敷地の差引計算

土地が旗竿敷地である場合、差引計算で評価することで評価額を下げられます。旗竿敷地とは道路に接する出入口部分が細い通路上になっており、その奥に敷地がある形状の土地のことです。道路側から見ると建物が奥まった部分にあり、細い通路を通過して出入りすることになります。

旗竿敷地を差引計算で評価する場合、まず不整形地について近似整形地を求め、隣接する整形地と合わせた全体の価額を算出します。そして、全体の価額から隣接する整形地の価額を差し引くことで評価額を求めます。

旗竿敷地であれば差引計算で評価することで評価額を低く抑えることができます。しかし、ベテランの税務職員から旗竿敷地の差引計算について「この評価はどういうことですか？」と聞かれたことがありますので、ほとんどの税理士が旗竿敷地を差引計算で評価できることを知らず、税務職員も見ることが少ないのだと思います。

3. 間口按分

土地の正面と側面の2箇所に道路があり、どちらの道路にも路線価が設定されている場合、側方路線加算率を考慮して評価額を計算する必要があります。この時、側方路線に接する部分が想定整形地の間口距離よりも短い場合は加算額を調整することができ、評価額を減額できます。なお、側方路線に接している道路が一部のみであっても加算額の調整が可能です。

このように加算額を調整することを「間口按分」と言うのですが、間口按分を失念している税理士が多く、過去に見直しをした中では10人中9人は間口按分を見落としていました。

4. 土地の評価単位

土地の評価は利用単位ごとに分けるのですが、評価単位を誤ってしまっているケースが多々あります。きちんと評価単位を分けることで、1つ1つの土地の形がいびつになり不整形地補整で減額できたり、差引計算で減額できる場合があります。

よくある間違いとしては賃貸アパートが2棟以上建っている場合に一体評価されていることがあります。賃貸アパートについては各棟の敷地ごとに評価する必要がありますので、分けて評価することで不整形地補整が適用できる場合があります。また、自宅と駐車場も一体評価するのではなく、それぞれ分けて評価することで減額できる可能性があります。

5. 広大地評価

広大地評価とはその地域における標準的な宅地と比較して著しく地積が広大な宅地で一定の要件を満たす場合は評価減ができる規定です。大幅な評価減ができるのですが、要件を満たしているにもかかわらず、広大地評価を適用していない税理士が少なくありません。

その原因の1つとしては広大地に該当するのか否かの判断が非常に難しい点が挙げられます。リスクを負いたくない税理士はとりあえず広大地を適用しないで高めの評価で申告していることがあります。税務署に否認されないためとはいえ消極的と言わざるを得ないでしょう。

なお、広大地評価は平成29年度の税制改正によって廃止され、代わりに「地積規模の大きな宅地の評価」が新設されました。平成29年12月31日までに発生した相続については広大地評価を適用することができますが、それ以降の相続については広大地評価を適用することができなくなりました。

6. 狭小地評価

狭小地とは狭い土地のことです。狭小地は財産評価基本通達で評価方法が定められていません。しかし、狭小地は面積が狭く使い勝手が悪いので何ら評価減をしないのは過大評価になってしまう可能性があります。

不動産鑑定士の評価を検討しても良いのですが、路線価が高い地域など税額が高い場合を除いて不動産鑑定評価をするのは費用対効果が合いません。そこで、利用価値が著しく低下している宅地として 10% の減額をできるか検討することをお勧めします。

狭小地として評価減するための明確な基準はありませんが、最低敷地面積を下回るようであれば 10% の減額を検討すると良いでしょう。私が狭小地として評価減をする場合は、「建築制限に関する規定と比較し、最低敷地面積を下回る建築不可能な宅地については何らかの評価減をすべきである」という補足説明書を添付し、10% の評価減を主張しています。

7. セットバック

建築基準法上、道路幅は 4m 以上必要です。道路幅が 4m 未満の場合は建築基準法第 42 条第 2 項の規定により 2 項道路である可能性が高くなり、将来建物を建て替える際に幅が 4m になるよう後退しなければなりません。このような規定を「セットバック」と言います。

セットバックは道路の両側を均等にするため、道路幅が 3m である場合は 0.5m ずつ後退することになります。そのため、セットバック予定地については減額が認められています。

しかし、道路幅を測っていない税理士、役所調査をしていない税理士が多く、セットバックを見落としてしまっているケースが多々あります。道路幅が狭い場合は評価減の可能性がありますので、確認することをお勧めします。

8. 都市計画道路予定地

都市計画道路予定地の区域内にある宅地については将来道路となる予定であるため、2 階建てまでの建物しか建築できないなどの制限がかけられています。そのため、都市計画道路予定地の区域内の宅地は評価額を減額できるのですが、役所調査をしていない税理士が多く、都市計画道路予定地であっても減額していない場合が多々あります。

なお、最近は役所のホームページから都市計画道路予定地か確認できるところも増えてきています。都市計画道路予定地であれば評価額を減額できますので、インターネットで確認することをお勧めします。

9. 高圧線下

高圧線が通っている場合、建築制限があるため評価額を下げるすることができます。現地調査をおこなえばすぐに分かることですが、現地調査をしていない税理士が多く、見落としている場合が多々あります。なお、高圧線下の評価減は建築制限によるものですが、都市計画道路予定地の建築制限による減額と併用して適用することが可能です。

10. 騒音

線路沿いで電車の音がうるさいなど、騒音がある場合は評価額を下げるすることができます。しかし、騒音によって評価額を下げられることを知らない税理士は少なくありません。ただし、騒音がうるさいからといって必ずしも減額が認められるわけではありません。

路線価に騒音による利用価値の著しい低下が織り込まれている場合もあります。そのため、土地の接する路線価に騒音による減額が織り込まれているか判断する必要があるでしょう。騒音による減額が織り込まれていないのであれば騒音の程度や時間的発生頻度などを確認し、利用価値が著しく低下している宅地として減額することができる場合があります。

11. 墓地の周辺

近くに墓地がある場合は評価額を下げられる可能性があります。ただし、周辺の住民が墓地として認識している規模の墓地ではないと評価減の対象となりません。例えば、小規模な無縁仏のお墓や敷地内にあるご先祖のお墓などは評価減の対象になりにくいと思います。

特にご先祖のお墓は所有者の意向で別の場所に移すこともできると思いますので、評価減をする根拠としては弱いでしょう。評価減を適用するには客観的に見て墓地と言える程度の規模は必要だと思います。

12. 土壌汚染

土壌汚染の状況が判明している土地であれば評価額を下げるすることができます。ただし、土壌汚染の可能性があるといった潜在的段階では土壌汚染地として評価することはできません。土壌汚染の評価減を適用するには土壌汚染の有無を立証する必要があります。しかし、役所調査や現地調査などをおこない、土壌汚染による評価減ができるか検討している税理士は少ないでしょう。

13. 市街化区域の純山林と純原野

市街化区域の山林と原野については原則として宅地批准方式で評価することになります。しかし、宅地への転用が見込めないような山林・原野については純山林・純原野として評価することが可能です。つまり、物理的観点や経済的合理性から宅地への転用が見込めないと認められる場合、その山林・原野の価額は近隣の純山林・純原野の価額に批准して評価することができるのです。

過去に原野の評価の見直しを取り扱った際、宅地比準方式で1,000万円を超える原野を純原野として評価し直すことで評価額を7万円に減らしたことがあります。山林や原野を宅地比準方式で評価している場合には、純山林や純原野として評価することで大きく減額できる可能性があります。

14. 造成費控除

市街地農地の評価では、その農地を宅地に転用するために通常必要と認められる造成費を控除することができます。農地の価額から造成費を控除できる規定を「造成費控除」と言います。なお、駐車場であっても砂利敷きの駐車場であれば造成費控除が適用できる場合があります。

造成費には大きく分けて「平坦地の宅地造成費」と「傾斜地の宅地造成費」があります。平坦地の宅地造成費には整地費・伐採費・抜根費・地盤改良費・土盛費・土止費などがあります。傾斜地の宅地造成費は傾斜度により控除できる金額が決まっています。造成費控除についても見落としをしているケースが多々あります。

15. 生産緑地

生産緑地とは農業を継続することを条件に固定資産税・相続税等の税務上のメリットを受けることのできる農地です。生産緑地に指定されている農地については、買取りの申出をすることができることとなる日までの期間に応じて一定の割合で減額できます。

役所調査をすると生産緑地に指定されているか確認できますが、確認が漏れているケースが多々あります。固定資産税が安い場合には生産緑地に指定されている可能性が高く、慣れている税理士であればそのようなところでも判断することができるのですが、慣れていない税理士ですと見逃してしまうことが少なくありません。

16. 自社株

自社株は上場株式と違い株の売買がおこなわれないため、取引相場のない株式として評価することになります。取引相場のない株式の評価は相続財産の中でも特に評価が難しく、相続に慣れていない税理士では適正な評価ができないでしょう。株価が億単位になるようなケースでは大幅な減額ができる可能性があります。

ただし、日本では赤字の会社が多く、純資産がマイナスであればゼロ評価となるため、問題にならないケースがほとんどです。純資産がプラスで評価額が出る場合だけ注意するようにしましょう。

17. 債務の計上漏れ

故人が抱えていた借金などの債務は相続税の計算上、相続財産から控除できます。なお、死亡時に存在していたと認められる債務であれば控除することが可能です。例えば1月から3月の間に亡くなった場合、固定資産税や住民税などの税金は春に納付書が送られてくるため、死亡後に納付書が届きます。このような場合は債務控除として相続財産から差し引くことができます。しかし、債務控除を失念しているケースが多々あります。

また、賃貸アパートを所有している場合は預かり敷金がありますので、こちらも債務控除できますが見落とししている税理士が少なくありません。他にも、故人が亡くなった後に支払った医療費も債務控除の対象です。相続開始日後に支払った債務がないかきちんと確認するようにしましょう。

18. 香典返しと会葬お礼

葬式費用は相続税の課税価額から控除することができます。しかし、香典返しは香典に対する答礼ですので、葬式費用に該当せず控除することができません。そのため、会葬お礼も香典返しと同様に控除できないと判断する税理士が多いのですが、実は会葬お礼は控除することが可能です。

会葬お礼が控除対象であるのは、会葬者に対して一律に配られるものであることから香典に対する答礼としての意味を持っていないためです。なお、会葬お礼を葬式費用として計上し控除する際には、別途香典返しが支出されているか確認することをお勧めします。

19. 未支給年金

未支給年金は民法上の相続財産に該当せず、税法上でも受取人の一時所得として課税されます。そのため、相続税の計算をする際に相続財産として計上する必要がないのですが、計上してしまっていることがあります。

20. 投資信託の評価

投資信託の評価では基準価額から信託財産留保額・解約手数料・源泉所得税を控除できます。しかし、控除せずに基準価額をそのまま計上しているケースが多々あります。基準価額が大きい場合は信託財産留保額や解約手数料が数百万円単位になり、大幅に減額できることがあります。

21. 国債の評価

国債の評価は額面金額に既経過利息を加算し、中途換金調整額を控除して評価します。しかし、額面金額で申告している税理士も見受けられます。既経過利息を加算し、中途換金調整額を控除することで評価額を減額することができます。

佐藤和基税理士事務所が取り扱った相続税還付の成功事例を 5 つご紹介します。

相続税還付の成功事例①生産緑地等で 600 万円の還付

当初申告時の相続税	15,000,000 円
見直し後の相続税	9,000,000 円
還付された金額	6,000,000 円

こちらの事例の依頼者はどの税理士に任せても相続税の金額は変わらないという考えをされていました。「見直しを依頼したところで相続税が還付されるわけがないが、完全成功報酬なら念のため確認だけ」という感じでの依頼でした。相続人は夫、長男、長女の 3 人で、当初申告での納税額は 1,500 万円です。

申告書の内容を確認したところ、賃貸アパートの建物の評価で借家権控除を適用していませんでした。建物を第三者に貸している場合は評価額を 30% 減額することができます。

また、畑が生産緑地に該当するにもかかわらず評価減を適用していませんでした。生産緑地は原則として農地以外の用途で利用できないので評価額を下げるすることができます。他にも、土地の評価単位の誤り、不整形地補正の失念、広大地評価の失念などがありました。

相続税を 600 万円減額できる可能性が高いことを相続人に報告したところ、「同じ税理士なのになぜ相続税がこんなにも違うのか」と驚かれていました。相続人が何度も信じられないと言っては首を横に振っていたのがとても印象に残っています。

信頼していた税理士が間違いを起こすということはショックで信じられないことかもしれませんが、実際に間違っているケースは多々あります。税理士との間に信頼関係があることはとても良いことですが、念のため申告書に誤りがないか確認されることをお勧めします。

相続税還付の成功事例②不動産 2 か所で 3,000 万円の還付

当初申告時の相続税	100,000,000 円
見直し後の相続税	70,000,000 円
還付された金額	30,000,000 円

こちらの案件は被相続人の長男からご相談をいただきました。相続人は長女、二女、長男の 3 人で当初申告の納税額は 1 億円でした。依頼された時点では長女、二女の 2 人から余計なことはしなくて良いと反対されていたようです。しかし、長男としては還付される可能性があるのであれば確認してほしいということで相続税申告書の内容を診断しました。なお、他の相続人からの反対があったとしても 1 人で還付請求をおこなうことが可能です。

申告書の内容を確認したところ不動産の評価でいくつか減額要素を見つけました。不動産 1 か所目では自宅・賃貸アパート・駐車場を一体評価としていましたが、土地の評価単位は利用単位で分けるのが原則です。一体評価としていることで評価額が過大となっていました。

土地の評価単位を利用単位で分けることで不整形地補正を適用でき、評価額を大きく下げることができました。また、土地の上に高圧線が通っている場合は評価額を減額できるのですが、評価減が適用されていませんでした。そして、役所調査をしたところ土地が容積率の異なる 2 つ以上の地域にわたっていることがわかり、評価額を更に減額できました。

不動産 2 か所目は広大地評価が失念されていました。広大地評価とはその地域における標準的な宅地の地積に対して著しく広大な宅地で一定の要件を満たすものは大幅な評価減ができるという規定です。広大地評価を適用することで大幅な減額に成功しました。

不動産 2 か所の評価額を見直すことで相続税の金額を 3,000 万円下げられることがわかりました。このことを長男に報告し、他の相続人である長女と二女にもお伝えしていただいたところ、最初は反対をしていたお姉様方も一緒に還付請求をしたいとのことでした。

当事務所で相続税の還付を受けるための書類を作成し、税務署に提出したところ還付金を受け取ることができました。なお、この事例では税務署側の処理が遅くなってしまったため、遅れた分の利息も一緒に税務署から振り込まれました。

相続税還付の成功事例③国債等の評価見直しで 50 万円の還付

当初申告時の相続税	6,000,000 円
見直し後の相続税	5,500,000 円
還付された金額	500,000 円

一般的な見直しでは不動産の評価で減額するのですが、国債や投資信託の評価でも減額できる場合があります。こちらの案件では土地は 1 か所のみでした。当初申告では土地の評価単位を 2 つに分けていましたが実際には 1 つで良いものです。おそらく筆が 2 筆でしたので筆単位にしてしまったと思われるのですが、利用状況は自用地で一体となります。

長方形の土地で奥行距離が異なるものが 2 筆でしたので、筆単位の場合は綺麗な長方形で不整形地補正を適用できませんが、評価単位を 1 つにすることで不整形地補正を適用でき減額することができました。他にも減額要素がないか確認したところ、国債と投資信託の評価についても減額要素を見つけました。

国債については当初申告では額面金額そのままでの評価となっていましたので、既経過利息の加算と中途換金調整額の減額を適用して評価額を下げました。投資信託については基準価額で評価されており、信託財産留保額や解約手数料の控除が抜け漏れていました。

当初申告時の納税額は 600 万円でしたが、約 50 万円の還付に成功しました。実は還付請求をしている途中、税務署から連絡があり、他の論点で追徴課税を指摘されそうになったのですが、うまく反論することができたので無事に還付を受けることができました。

相続税還付の成功事例④生前贈与加算等で 1,600 万円の還付

当初申告時の相続税	200,000,000 円
見直し後の相続税	184,000,000 円
還付された金額	16,000,000 円

こちらの案件は今まで見直しをした中で、最も早い段階で減額要素を見つけた事例となります。私が相続税申告書の診断をする際、次の手順で確認をおこないます。

【相続税申告書の診断の手順】

- ①納税額、相続人の人数、配偶者の有無の確認。
- ②所有財産の確認と減額要素についての確認。
- ③債務の計上漏れの可能性の確認。
- ④添付資料の確認。

概ねこのような流れで申告書を確認するため、通常であれば「②所有財産の確認と減額要素についての確認」で減額要素を見つけることになります。しかし、この事例では「①納税額、相続人の人数、配偶者の有無の確認」で減額要素を見つけました。

死亡前 3 年以内（現行は死亡前 7 年以内）に故人から相続人が贈与を受けていた場合、相続人の相続財産に贈与額を加算して相続税を計算します。この規定を「生前贈与加算」と言います。生前贈与加算の対象者は相続や遺贈により財産を取得している人です。そのため、財産を相続しない孫は生前贈与加算の対象外なのですが、孫への贈与額を生前贈与加算の対象としていました。

相続税申告書を受け取ってから 5 秒ほどで生前贈与加算についての誤りを見つけたのですが、これは今までで最も早いタイミングでの発見でした。生前贈与加算を外して計算してみると、それだけで 200 万円近く相続税を減額することができました。

すぐに減額要素が見つかったため、他にも減額要素が見つかる可能性が高いと思い確認してみると、土地の評価と自社株の評価で減額要素が見つかりました。

土地の評価については不整形地補正と旗竿地の差引計算の失念がありました。また、土地を第三者に貸し、第三者がその土地に家や事業所を建てている場合は借地権割合を控除できるのですが、借地権割合を控除せずに土地を評価していました。

道路と接していない土地は「無道路地」と言い、評価減を適用することができるのですが、こちらの事例では道路のような通路と接していたので一見すると無道路地と分かりませんでした。しかし、役所調査をしたところ建築基準法の道路には該当しないことがわかり、無道路地として評価限を適用することができました。

自社株の評価については純資産価額方式での評価だったのですが、借家権を計上する必要がないのに計上しており評価が過大となっていました。様々な減額要素を発見することができ、当初申告での納税額は 2 億円ほどでしたが、1,600 万円近くの還付に成功しました。

相続税還付の成功事例⑤減額要素が多数で 3,600 万円の還付

当初申告時の相続税	40,000,000 円
見直し後の相続税	4,000,000 円
還付された金額	36,000,000 円

こちらの案件は今まで見直しをした中で最も減額要素が多かった事例でした。相続人は妻、長男、二男の 3 人で、当初申告での納税額は 4,000 万円です。ざっと申告書を確認したところ、賃貸アパートに借家権控除を適用しておらず、貸家建付地が自用地評価でした。

更に詳細を確認していくと評価単位の誤り、画地補正の失念、不整形地補正の失念、セットバックの失念、都市計画道路予定地の失念、路線価の誤り、債務の計上漏れなど、挙げていくときりがなくらい減額要素が見つかりました。

90% の還付ということで相続人の方は驚かれていましたが、私自身としてもとても印象的な事例となりました。当初申告をおこなった方は税理士でしたが、素人の方が本を読んで申告をおこなったとしても、ここまでミスは起きないのではないかと考えてしまいます。

税理士以外の業界でもこのようなことがあるのではないかと思います、私自身が誰かに依頼する時はしっかりと見極めなければいけないと考えさせられる案件となりました。

還付請求をおこなったからといって必ずしもお金が戻ってくるわけではありません。相続税還付に不慣れな税理士が還付請求をおこなったところ、税務署から増額要素の指摘を受け、追徴課税を取られてしまったという話を聞いたことがあります。

ここでは還付に失敗してしまった事例をご紹介します。私が担当した相続税還付の失敗事例を知ること、相続税還付の依頼をするか迷われている方のご参考になれば幸いです。

相続税還付の失敗事例①税務調査の誘発リスクが高い

こちらは当初申告で1億円の納税をされている方の事例です。申告書を確認したところ約170万円の還付の可能性があります。次に、まだ税務調査が入っていなかったので還付請求をすることで税務調査を誘発し、追徴課税を受ける可能性がないか確認しました。

亡くなる直前に通帳からお金を引き出している場合、手許現金が申告書の額よりも多かったのではないかと指摘される可能性があります。また、相続人名義の口座であっても被相続人が管理していた口座のお金は相続財産とみなされてしまうおそれがあります。

一般的には過去の通帳履歴を確認して税務調査をおこなうことが多いため、その際にリスクになる項目がないか相続人の方々に念入りに説明をして確認してもらいました。相続税の見直しは長女からの依頼でしたが、通帳を調べてもらったところ「もしかしたら長男が車を買ってもらっているかもしれない」とのことでした。

車の購入資金について税務署に指摘された場合、還付の見込み額である170万円とほぼ同額の追徴課税が予想されますので還付請求をしてもお金が戻ってこない可能性が出てきました。そこで、現時点では還付請求をおこなわないことにしました。

今後税務調査が入った場合、税務調査後であれば相続税が増えることはありませんので、リスクなく還付請求ができます。相続税還付に不慣れな税理士の場合、増額リスクに気付かず還付請求をしてしまい、追徴課税が発生してしまうことがありますのでご注意ください。

相続税還付の失敗事例②申告していない財産がある

こちらの案件は保険会社の方からの紹介でご依頼いただきました。当初申告の納税額は約500万円で、まだ税務調査が入っていない案件です。申告書を確認したところ減額要素をいくつか発見することができました。しかし、依頼者から「実は地方にも不動産があり、申告していない」という話が出てきました。

ほとんど価値がない不動産とのことですが、だからと言って申告しなくて良い理由にはなりません。私は税理士という立場上、申告していない財産がある点を見逃して還付請求することはできませんので、まずは修正申告をしてくださいとお伝えしました。

他の預貯金関係については当初申告をした税理士がしっかりと調べて申告をしていたので、不動産の申告漏れさえなければ特にリスクなく還付請求できそうでしたが、申告漏れがあるということでお受けすることはできませんでした。

還付金を受け取った方の声

1. 「5,800 万円が還付され、とても驚きました」

ちゃんとした税理士に任せたので還付されることは絶対に無いと最初は思っていました。しかし、知り合いから「成功報酬なのでダメ元でやってみませんか？」と言われ、佐藤先生とお話させていただき、誠実そうな方でしたので依頼することにしました。結果的には5,800 万円が還付され、とても驚きました。なぜこんなにも還付されることになったのか未だに十分には理解できていないのですが、お任せして良かったと思います。

2. 「試しに確認してもらって良かったです」

相続税還付について姉からは「余計なことをしなくて良い」と反対されていたのですが、もし還付される可能性があるならと思い、私の独断で相続税還付を依頼しました。確認してもらったところ 3,000 万円ほどの還付金となり、姉に伝えたところ還付できるのなら一緒にしたいということで、二人で還付請求をしました。二人ともお金が戻ってきたので、試しに確認してもらって良かったです。

3. 「本当にお金が戻ってきたので良かった」

相続税還付のことを週刊現代の特集記事で知りました。どうせ戻らないだろうと思っていましたが、一応確認してもらおうと思い、週刊現代で紹介されていた佐藤税理士に相談することにしました。池袋の事務所を訪問したところ丁寧に説明していただいたので、これはお任せしても大丈夫と確認し、お任せしました。本当にお金が戻ってきたので良かったです。

4. 「還付されとても有り難く思っております」

先生のことはご著書で知りました。本を読み相続税が還付される仕組みについては理解できましたが、実際に還付されるのか少し不安でした。しかし、おかげさまで還付されとても有り難く思っております。話をしっかりと聞いていただき、わかりやすくご説明してくださったことも良かったと思います。

相続税申告書の内容を確認し、還付の可能性があるか診断するのは無料で承っております。相続税申告書と添付資料一式があれば診断することが可能です。還付の可能性が高い場合、還付請求の手続きを完全成功報酬で承っております。

還付請求をおこなった結果、お金が戻ってこない場合、費用をお支払いいただく必要はありません。相続税還付に成功した場合のみ、還付金の一部を報酬としてお支払いいただきます。成功報酬は相続財産の内容によって異なりますので、詳細についてはお問合せください。

サービス内容	料金
相続税還付の診断	無料
相続税還付の請求手続き	完全成功報酬

相続税還付の手続きの流れ

相続税還付の流れは下記のとおりです。なお、相続税還付の無料診断をお申し込みいただいてから還付されるまでの期間は 6 ヶ月から 1 年ほどになります。

STEP 1

還付診断のお申し込み

還付診断とは相続税申告書と添付資料の内容を確認し、還付可能性の有無について診断するサービスです。還付診断は無料で承っておりますので、お気軽にご依頼ください。

STEP 2

相続税申告書一式の送付

還付診断は「相続税申告書」と「添付資料」があればおこなえます。相続税申告書と添付資料を弊所にご送付ください。事務所に直接お持ちいただくことも可能です。

STEP 3

相続税申告書一式の診断

相続税申告書と添付資料の診断をおこない、還付可能性の有無についてご連絡します。なお、メール・お電話のうち、ご希望の連絡方法をお選びいただけます。

STEP 4

還付請求のお申し込み

還付診断の結果、還付できる可能性が高い場合は還付の請求をおこないます。還付請求手続きの費用は完全成功報酬です。相続税が還付された場合のみ、還付金の一部をお支払いいただきます。還付されなかった場合、費用をお支払いいただく必要はありません。

STEP 5

相続財産の評価額の見直し

相続財産の評価額の見直しをおこないます。特に不動産に関しては現地調査や役所調査をおこない、相続税の減額要素がないか徹底的に調べ上げます。

STEP
6

相続税の
更正の請求

相続税の還付を受けるための書類を作成し、税務署に相続税の更正の請求をおこないます。審査には平均して3ヵ月ほどかかります。

STEP
7

税務署より
還付金の入金

税務署で内容を確認した後、結果を知らせる「相続税の更正通知書」が送られてきます。その後、1ヶ月ほどで国税還付金振込通知書が届き、指定した口座に還付金が振り込まれます。

STEP
8

成功報酬の
お支払い

還付金の一部を成功報酬としてお支払いいただきます。更正の請求が認められなければ弊所への報酬は発生しません。実費代についてもお支払いいただく必要はありません。

Q1. 当初申告をした税理士に迷惑をかけずに依頼できますか？

当初申告手続きをした税理士に迷惑をかけずに還付請求をおこなうことは可能です。還付請求をおこなう際に「税務代理権限証書」という委任状を税務署に提出するのですが、還付請求に関する税務署とのやり取りは税務代理権限証書に記載されている税理士がおこなうことになります。そのため、還付請求についての連絡が当初申告手続きをした税理士にいくことはありません。

Q2. 他の相続人の同意が必要ですか？

他の相続人の同意は必要ありません。一人であっても還付請求をおこなうことができます。ただし、他の相続人の方も還付金を受け取ることができる可能性が高いので、相続人全員で還付請求をおこなうことをお勧めします。

Q3. 税務署からにらまれてしまいませんか？

相続税還付の手続きは国税通則法の規定に則って合法的におこなわれます。相続税申告書の修正内容が適切であればにらまれるようなことはありません。

Q4. 税務調査が終わっていても還付できますか？

税務調査が終わっていても還付することは可能です。なお、税務調査の目的は相続税の増額です。減額要素があったとしても税務署が指摘してくれることはありません。

Q5. 再度分割協議をおこなう必要がありますか？

各相続人の取得財産に応じて還付されますので、再度分割協議をおこなう必要はありません。また、還付金は所得にあたりませんので所得税の確定申告や修正申告をおこなう必要もありません。

Q6. 相続した土地を既に売却しましたが大丈夫ですか？

相続した土地を売却していても問題ありません。相続開始時点で被相続人が所有していた財産の評価額を見直します。

税理士が見落とししやすい減額要素や実際に相続税が返金された事例など、相続税還付について解説させていただきました。税理士に相続税申告を依頼した場合であっても、相続税の金額を下げ、払い過ぎていた分を返金してもらえ可能性がありますので、念のため還付可否について確認されることをお勧めします。

佐藤和基税理士事務所では相続税還付の診断を無料で承っております。相続税申告書と添付資料一式をお送りいただければ還付可否について確認しますので、還付ができるかどうか確認したい方はお気軽にお問合せいただければと思います。

なお、佐藤和基税理士事務所では相続税対策サービス、相続税申告サービス、相続手続き代行サービス、山林引き取りサービスなど、相続に関する様々なサービスをご提供しております。佐藤和基税理士事務所の各サービスの特長や選ばれる理由については下記 URL をご参照ください。

参考ページ

■ 相続税対策サービスの詳細

<https://souzoku-satou.com/inheritance-tax-strategy>

■ 相続税申告サービスの詳細

<https://souzoku-satou.com/inheritance-tax-declaration>

■ 相続税還付サービスの詳細

<https://souzoku-satou.com/kanpu>

■ 相続手続き代行サービスの詳細

<https://souzoku-satou.com/inheritance-procedure>

■ 山林引き取りサービスの詳細

<https://souzoku-satou.com/forest-release>

佐藤和基税理士事務所はご依頼者様が相続税で損をすることがないように、誠心誠意ご支援させていただいております。相続税に関して困っていることや分からないことがある方はお気軽にご相談いただきますと幸いです。

佐藤和基税理士事務所
2024.5.23